

福島市役所本庁舎駐車場 電気自動車用急速充電器利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島市役所本庁舎駐車場に設置する電気自動車用急速充電器（以下「充電器」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 充電器の設置場所は、福島市五老内町3番1号 福島市役所本庁舎駐車場内とする。

(管理者)

第3条 充電器の管理は、福島市財務部管財課（以下「管理者」という。）において行うものとする。

(利用時間)

第4条 充電器の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

2 充電器の1回当たりの利用時間は、30分以内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、充電器の利用時間を変更し、又は利用を制限し、若しくは休止することができる。

(利用料金)

第5条 充電器を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額を利用料金として納付しなければならない。

(利用料金の還付)

第6条 前条の規定により納付された利用料金は、還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用対象車両)

第7条 充電器を利用して充電できる車両は、有効な自動車検査証を備えている電気自動車とする。

(禁止行為等)

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 電気自動車の充電以外の目的で充電器を利用すること。
- (2) 指定された駐車スペース（以下「充電スペース」という。）の枠外に電気自動車を駐車させて充電器を利用すること。
- (3) 他の自動車の駐車及び通行を妨げること。
- (4) 充電スペースに駐車中、他の自動車を損傷するおそれのある行為をすること。
- (5) 充電の完了後、充電スペースに駐車し続けること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、充電器の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 管理者は、利用者が前項に掲げる行為を行ったときは、充電器の利用を停止し、又は充電スペースから移動することを命じることができる。

3 管理者は、充電器の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第9条 利用者は、その責めに帰すべき理由により充電器を汚損若しくは毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(免責事項)

第10条 利用者が充電器の利用中における自動車の盗難、損傷及び駐車場内の事故による損害、充電器の利用方法と異なる利用によって生じた損害その他火災等不可抗力によって生じた損害については、管理者は賠償の責めを負わないものとする。ただし、その損害が管理者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

(報告)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者の指定する方法で報告しなければならない。

- (1) コンセント及び充電ケーブルのプラグ部に不具合がある場合
- (2) 充電時、コンセント等に異常な発熱がある場合
- (3) その他充電器の利用上支障があると認められた場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、充電器の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別表(第 5 条関係)

分類	利用料金
株式会社 e-Mobility Power (旧 NCS) が発行したカード及び自動車メーカー等が発行した e-Mobility Power 提携カード(この表において以下「認証カード」という。)により支払う場合	認証カード発行元の定める額。
認証カード以外で支払う場合	5 分以内 2 7 5 円、以降 1 分ごと 5 5 円。